

明石市自殺対策推進会議設置要綱

(目的)

第1条 明石市自殺対策計画（自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条第2項の規定に基づき明石市が策定する計画をいう。以下同じ。）の推進及び評価を行うとともに、自殺対策及び関係者相互のネットワークづくりの充実・強化を図るため、明石市自殺対策推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 明石市自殺対策計画の推進及び評価に関すること。
- (2) 自殺対策に係る情報交換及び連絡調整に関すること。
- (3) 自殺対策のための関係機関の連携に関すること。
- (4) その他会議の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 会議は、委員20名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が選任する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 就労支援関係者
- (5) 支援関係団体の代表者
- (6) 地域活動団体の代表者
- (7) 行政関係者
- (8) その他市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長の職務等)

第5条 会議に座長及び副座長各1人を置き、委員の互選によって定める。

2 座長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の開催)

第6条 会議は、座長が招集する。ただし、前条第1項の規定により座長が定めら

れていないときは、市長が招集する。

(意見の聴取)

第7条 座長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、あかし保健所相談支援課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

附 則 (令和5年4月18日制定)

この要綱は、制定の日から施行する。